

1. バリアフリー基本構想について

1.1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条において、市町村は、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」とする。）を作成することができる」とされています。

基本構想制度は、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これにより誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

さらには、今後迎える少子高齢化・人口減少社会におけるまちのあり方を具体的に示すことにもつながります。（出典：国土交通省ホームページ）

1.2 バリアフリー基本構想作成の効果

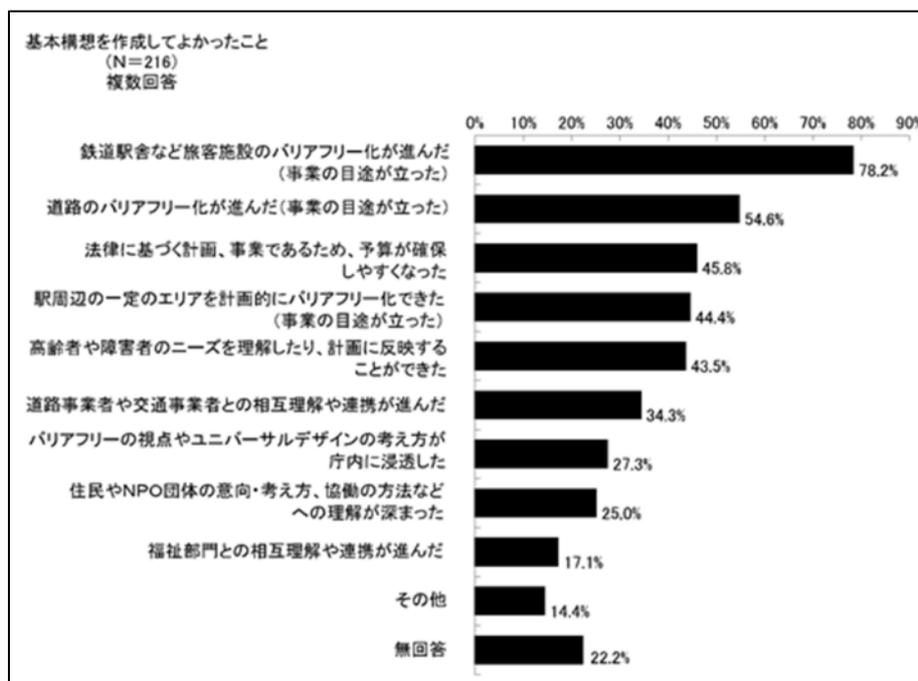
基本構想を作成すると、これまでの実績から以下に示す効果が得られると考えられます。

<直接的効果>

- ・「特定事業の実施義務等により、旅客施設・道路施設等のバリアフリー化の促進・実現」につながります。

<間接効果>

- ・「高齢者・障害者等の移動に対するニーズの把握」、「住民へのバリアフリーに対する意識啓発」につながります。



出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー法の基本的枠組み）

図 1.1 基本構想を作成して良かったこと（アンケート調査結果）

1.3 バリアフリー法（バリアフリー新法）とは

バリアフリー法とは、過去に国がバリアフリーに関連して施行した 2 つの法律、「ハートビル法（H6 施行）」と「交通バリアフリー法（H12 施行）」が平成 18 年に統合・拡充され、総合的・一体的なバリアフリーに関する法律として「高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めたもの」となっています。

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」であり、通称「バリアフリー新法（H18 施行）」と呼ばれています。

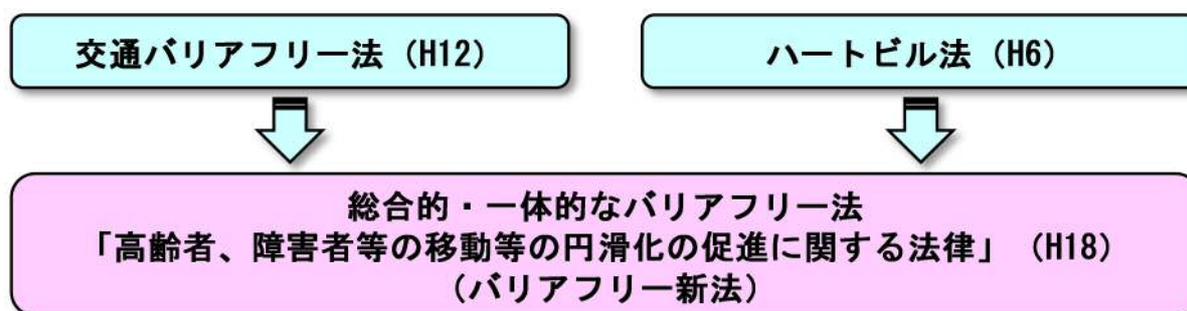


図 1.2 バリアフリー新法の策定経緯

<交通バリアフリー法（平成 12 年施行）>

- ・公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」です。

<ハートビル法（平成 6 年施行）>

- ・建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」です。

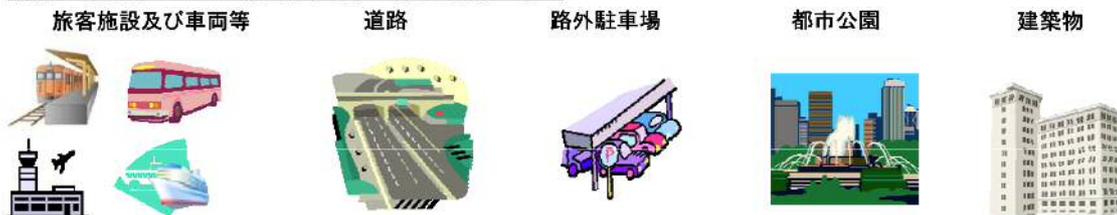
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

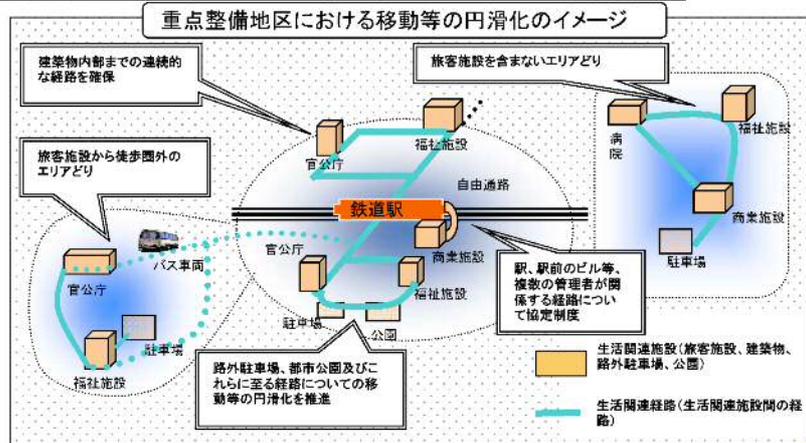


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー新法の概要）

図 1.3 バリアフリー新法の概要



出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー法の基本的枠組み）

図 1.4 バリアフリー新法の基本的枠組み

1.4 バリアフリー基本構想の背景と目的

我が国では、平成 26 年 4 月 1 日現在の総人口が、1 億 2,713 万 6 千人となっています。

このうち、65 歳以上の人口が、3,248 万 4 千人で全体の約 25.6%（約 4 人に 1 人）、14 歳以下の人口が 1,632 万 3 千人で全体の約 12.8%（約 8 人に 1 人）となっています。

我が国の 65 歳以上の人口の割合（25.6%）は、WHO（世界保健機構）や国連の定義によると「超高齢社会（65 歳以上人口の割合が 21%超）」に該当します。

本市においても、平成 22 年時点での総人口は、37,999 人となっており、65 歳以上の人口が 10,244 人で市全体の約 27.8%（約 3.6 人に 1 人）となっています。

更に、今後は「団塊の世代」（戦後のベビーブーム世代）が高齢期に入ることから、高齢化率は 30%（約 3 人に 1 人）を超えることが予想され、国や県に比べ、更に高齢化が進んでいる状況にあります。

また、核家族化や高齢者世帯、高齢者の一人暮らしの増加など、家族形態が変化し、家庭における育児力や介護力が衰えてきているとともに、障害がある人が地域で安心して暮らすことができるような自立を支える支援が求められています。

「超高齢社会」を迎え、わが国では、平成 18 年 12 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、これまでの駅と経路のバリアフリー化だけでなく、建物や都市公園、路外駐車場などを加えた、総合的・一体的なバリアフリー化が推進されるようになりました。

また、本市では「高齢者・障害者など、すべての人が一緒に暮らす社会こそが、ノーマルな社会」というノーマライゼーションの理念に基づき、物理的にも精神的にも日常生活での様々なバリア（障壁）が取り除かれ、誰もが安心して暮らしていける人にやさしい福祉のまちづくりを進める必要があります。

このような背景を受け本市では、市内全域において地域特性や社会情勢の変化などを考慮し、市民の意見を反映しながらバリアフリー化の推進に取り組むこととし、バリアフリー新法との整合を図るなかで展開されるまちづくり事業と連携し、「高齢者や障害者を含む全ての人が安全・安心に生活できる人にやさしいまちづくり」を目的に、「山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）」を策定いたします。

数値出典：総務省統計局（日本の人口、高齢率）
：国勢調査（山梨市の人口、高齢率）

1.5 バリアフリー基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づいて策定します。

また山梨県の上位計画である「山梨県長期総合計画」「山梨県福祉基本計画」や本市の上位計画である「第1次総合計画」などと整合を図ります。

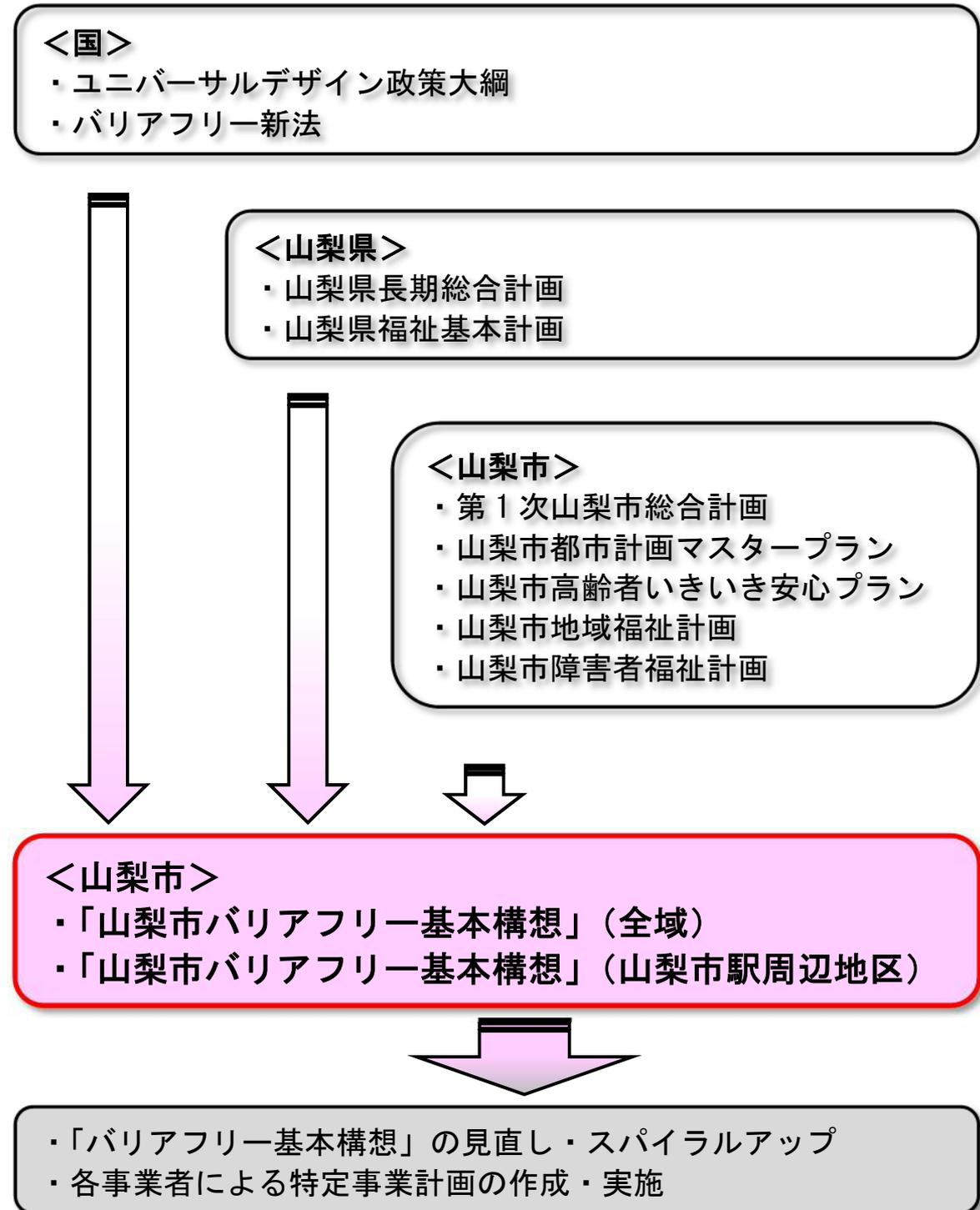


図 1.5 バリアフリー基本構想の位置付け

1.6 バリアフリー基本構想の構成

本基本構想は、「山梨市全域」を対象とした基本構想と、「重点整備地区」を対象とした「基本構想」で構成します。

1.6.1 「山梨市全域のバリアフリー基本構想」に明示すべき項目

「山梨市全域」を対象としたバリアフリー基本構想は、「重点整備地区」を対象としたバリアフリー基本構想を作成する際の上位構想として位置付け、山梨市全域のバリアフリーに関する「基本理念」と「基本方針」を定めます。

1.6.2 「重点整備地区のバリアフリー基本構想」に明示すべき項目

本市におけるバリアフリーを重点的に整備する地区として選定する「重点整備地区」を対象とした「重点整備地区の基本構想」では、バリアフリー新法（第 25 条）において規定されている「基本構想に明示すべき事項」について定めます。

バリアフリー新法（第 25 条）は以下の通りです。

（移動等円滑化基本構想）

第 25 条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
- 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー法 本文）

1.6.3 基本構想の検討の流れ

本基本構想の検討の流れは、以下の通りです。

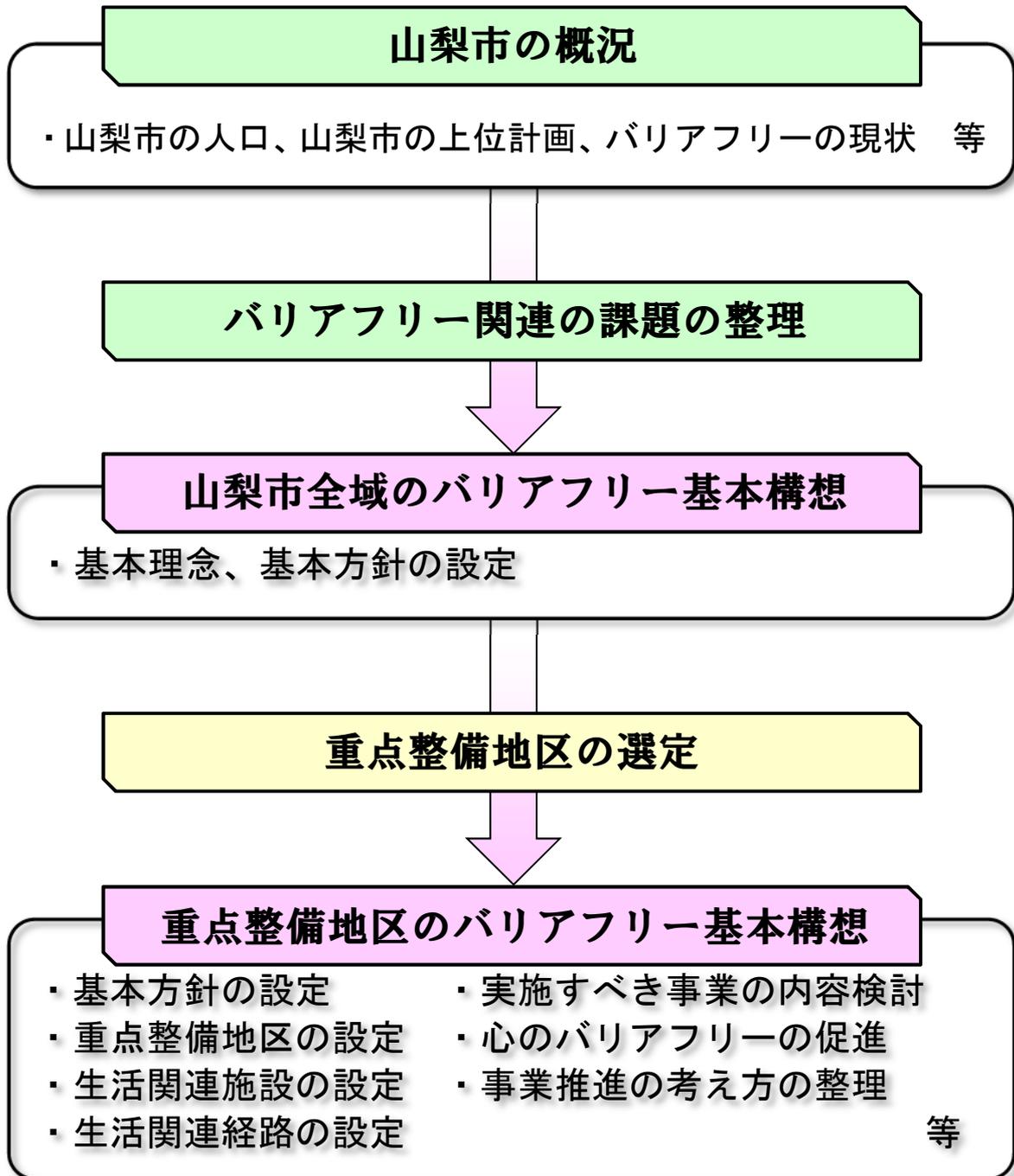


図 1.6 基本構想策定の検討の流れ

1.6.4 基本構想の検討体制

山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の策定にあたっては、山梨市都市計画課を中心に庁内における関係各課及び関係する各施設管理者との協議・調整を行い、基本構想（案）を作成し、その内容を市民の代表者及び学識経験者等で構成された「山梨市バリアフリー基本構想策定協議会」に諮ることで、住民意向を反映します。

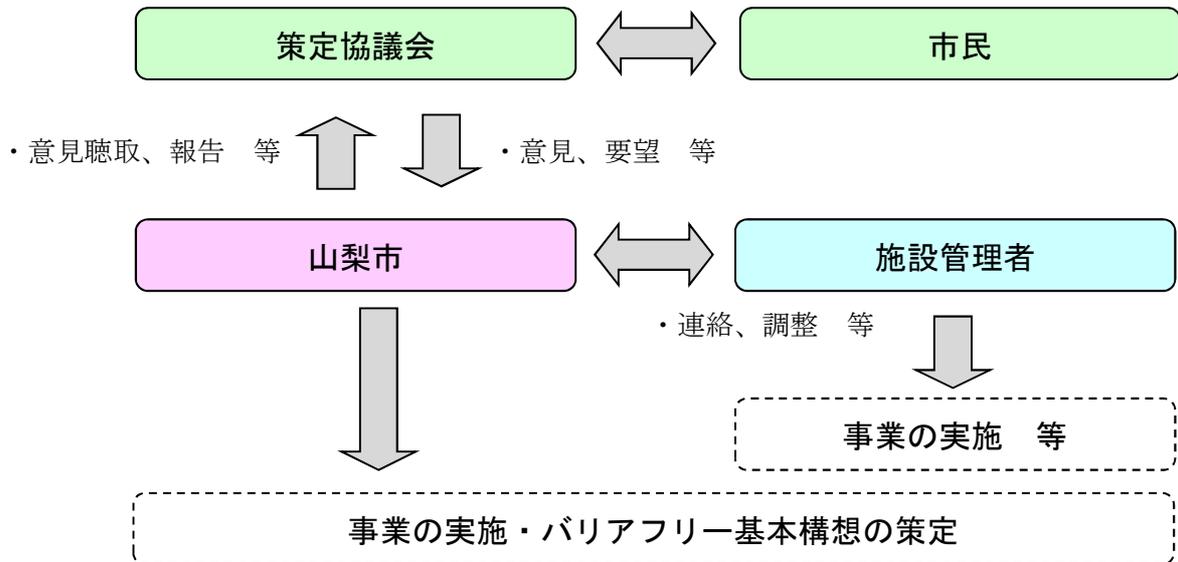


図 1.7 基本構想検討体制のイメージ